

(別紙)

食品衛生法に基づく表示について（新旧対照表）

改正後（新）					改正前（旧）				
食品衛生法に基づく表示について（平成24年2月24日消食表第46号）					食品衛生法に基づく表示について（平成24年2月24日消食表第46号）				
(略)					(略)				
別添1					別添1				
1 (略)					1 (略)				
2 各記載事項					2 各記載事項				
(1)～(5) (略)					(1)～(5) (略)				
(6) その他の表示事項					(6) その他の表示事項				
①～⑳ (略)					①～⑳ (略)				
⑳ 乳児用規格適用食品である旨の表示									
乳児用規格適用食品である旨の表示は、原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとするが、「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用規格適用」等と表示しても差し支えない。									
別添2 (略)					別添2 (略)				
別表1					別表1				
表示の基準一覧表					表示の基準一覧表				
表示すべき事項		名称	消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠した年月日※6	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名	保健機能食品である旨等	乳児用規格適用食品である旨			
適用される品目									
1	マーガリン	○	○	○		乳児用規格が適用される場合に表示※45			
(略)					(略)				
13	保健機能食品	○	○	○	○※41			○※41	
14	添加物	○	○※4	○					
※1～※38 (略)					※1～※38 (略)				

※39 「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」（平成25年9月20日消食表第257号）  
別添1に基づいて表示すること。

※40～※44（略）

※45 一般消費者がその表示内容等により乳児（1歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いものが対象。ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）、原料に茶を含む清涼飲料水、飲用に供する茶（緑茶（せん茶、玉露、ほうじ茶、玄米茶）など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないもの。）については、飲料水の規格が適用されるため、一般消費者がその表示内容等により乳児（1歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いものであっても、乳児用の規格は適用されないこと。

別表2（略）

別表3（略）

様式第1号～様式第3号（略）

※39 「食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成13年3月15日付け食発第79号厚生労働省医薬局食品保健部長通知）第2の2に基づいて表示すること。

※40～※44（略）

別表2（略）

別表3（略）

様式第1号～様式第3号（略）